


社会福祉施設等における レジオネラ症予防対策事業 報告書

— 平成19年度から22年度までの4年間のまとめ —

 東京都健康安全研究センター

はじめに

我が国は、他の先進諸国にも例がないほど急速に高齢化が進み、これに伴い高齢者を対象とした社会福祉施設及び有料老人ホーム（以下、「社会福祉施設等」と略す。）の需要及び供給は増加しています。また、障害者施設や児童擁護施設の利用者ニーズも減っていません。

一般に、社会福祉施設等を利用する高齢者や障害者等は病気に対する抵抗力が弱いため、感染症にかかりやすく、罹患した場合には重篤な症状に陥りやすく、実際に、社会福祉施設等においてインフルエンザやノロウイルスによる感染性胃腸炎の集団感染の発生が、問題となっており、死亡事例も報告されています。

レジオネラ症は、第四類感染症に分類されるレジオネラ属菌が原因で起こる感染症で、臨床症状としてレジオネラ肺炎やポンティアック熱があります。

レジオネラ属菌は、土壤に存在する常在菌ですが、循環式浴槽や給湯水、空気調和設備の冷却塔など人工的な水環境中に侵入し、その中で生息するアメーバなどの原虫類の細胞内で大量に繁殖する場合があります。感染は、そのような設備で発生したエアロゾルを吸入することで成立します。日本では循環式浴槽における感染事例が多くを占めており、抵抗力が弱い人ほど感染しやすいため、社会福祉施設等高齢者などが利用する入浴設備では特に注意が必要です。

レジオネラ症の患者数は、近年、増加の一途をたどっています。この背景には、レジオネラ症の迅速判定法が確立され、患者の確定診断が容易になったこともあります。また、平成10年に発生した死亡事故を契機に国が指針により福祉施設等に適正な自主管理を行うよう通知したにもかかわらず、この問題が解消したわけではないということも考えられます。

公衆浴場や旅館の浴槽に対しては、公衆浴場法や旅館業法に基づく都条例で衛生措置の基準を定め、保健所が監視指導を行って衛生水準の確保を図っていますが、社会福祉施設等の浴槽にはこうした法的な衛生基準が適用されない場合が大部分です。したがって、社会福祉施設等がレジオネラ症予防のため自主的に衛生水準の維持・向上を図るよう、適正な維持管理方法を普及させていく必要があります。

東京都では、このような認識に基づき、各保健所が独自に対策に取り組んだほか、平成10年度から社会福祉施設等に対して、レジオネラ症防止対策や室内環境管理など環境衛生上の維持管理に関する調査、指導を実施してきました。平成16年度には「社会福祉施設管理者のための環境衛生設備自主管理マニュアル」を作成し、講習会等による啓発と助言指導をしました。

さらに、平成18年度には、都内の全ての入所型社会福祉施設について、レジオネラ症関連設備の管理状況等を調査し、衛生指導を行いました。

その結果、循環式浴槽の定期的清掃・消毒や水質検査の重要性が改めて確認されたため、平成19年度からは、福祉保健局部長会事業として、福祉施設所管部署と衛生指導部署の連携協力の下、新たに自主管理点検票やレジオネラ属菌の水質検査結果の提出を求めるなどの取組みにより、社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策の徹底を図っていくこととしました。

本報告書は、平成19年度から22年度までの4年間にわたり実施してきた「社会福祉施設等のレジオネラ症予防対策事業」の成果を取りまとめた報告書です。

本書が、東京都だけでなく、今後の社会福祉施設等のレジオネラ症予防対策を進める上で、他の自治体や関係機関に活用されることを期待します。

平成24年3月

目 次

はじめに

第1 東京都の取り組み（平成10年度～18年度）

- 1 特別養護老人ホームの浴槽水等のレジオネラ属菌生息実態調査（平成10年度） 4
- 2 特別養護老人ホームにおける環境衛生実態調査（平成11年度～13年度） 4
- 3 各保健所での取り組み 4
- 4 「社会福祉施設管理者のための環境衛生自主管理マニュアル」の作成（平成16年度） 4
- 5 入所型社会福祉施設の循環型浴槽等の調査指導（平成18年度） 4

第2 社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策事業の実施について

- 1 目的 6
- 2 対象 6
- 3 実施期間 6
- 4 事業実施方法 6
- 5 事業実施結果 9
- 6 事業成果 14
- 7 事業終了後の課題 14
- 8 事業終了後の対応 15
- 9 本事業終了後、発出した文書など 17

資料

- 1 平成19から22年度 社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策実施要領 18
- 2 平成19年度 自主管理点検票様式及び記入例 24
- 3 平成22年度 自主管理点検票様式及び記入例 25
- 4 要指導施設指導実績報告に記載のあった保健所からの意見（抜粋） 26
- 5 社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針 29
- 6 社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針の策定及び自主管理の推進について（各部長宛健康安全部長通知） 31
- 7 社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針の策定及び自主管理の推進について（各保健所長宛健康安全研究センター所長通知） 33
- 8 パンフレット「～循環型入浴設備の自主管理マニュアル 10のポイント～」縮刷版 35

第1 東京都の取り組み(平成10年度～18年度)

1 特別養護老人ホームの浴槽水等のレジオネラ属菌生息実態調査(平成10年度)

平成10年に都内の特別養護老人ホームの入所者1名が、循環式浴槽を感染源とするレジオネラ肺炎により死亡した。これを契機に東京都では、特別養護老人ホームの浴槽水や給湯水のレジオネラ属菌生息実態調査を行ったところ、多くの施設でレジオネラ属菌に汚染されていることが判明したため、改善指導を実施した。

2 特別養護老人ホームにおける環境衛生実態調査(平成11年度～13年度)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下、「建築物衛生法」という。)に規定する特定建築物の監視指導を担当する「ビル衛生検査班」は、特定建築物の立入検査手法を活用して、居住型の施設である特別養護老人ホームの実態調査を行った。

調査内容は、施設設備の概要と管理状況、空気環境連続測定、室温温度差、ホルムアルデヒド濃度、オゾン濃度、レジオネラ属菌等で、調査後はその結果をもとに、施設の衛生確保、改善支援のための助言指導を行った。

3 各保健所での取り組み

一部の都区保健所では、環境衛生担当と食品衛生担当や感染症担当が連携して、社会福祉施設の衛生管理や高齢者福祉施設の感染症予防のための事業に取り組んできた。各所では、実態調査(アンケート、現場調査)の結果や指導経験をもとに、維持管理のための資料を作成し、講習会等を開催して普及啓発を図っており、現在も、継続して実施している保健所もある。

4 「社会福祉施設管理者のための環境衛生設備自主管理マニュアル」の作成(平成16年度)

建築物衛生法では、特定建築物以外の建築物についても、多数の者が使用し、又は利用するものは、「建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。」とされていることから、社会福祉施設の自主管理を支援し、衛生水準の維持向上を図る目的で、施設管理者向けの普及啓発資料を作成した。

作成にあたっては、前述の都保健所やビル衛生検査班による実態調査の結果や知見、保健所が作成した各種資料も参考にしながら、関係職員による検討会で「社会福祉施設管理者のための環境衛生設備自主管理マニュアル」を完成させた。

このマニュアルを活用し、主に高齢者福祉施設を対象に衛生管理講習会を開催して普及啓発を行うとともに、施設からの相談にも対応している。また、各方面で広く活用されるよう、インターネットホームページに全文掲載している。

5 入所型社会福祉施設の循環型浴槽等の調査指導(平成18年度)

レジオネラ症の患者発生届出件数が増加傾向を示していることから、レジオネラ症予防対策を強化するため、平成18年度に福祉保健局部長会の発案により、関係各部が連携して社会福祉施設の調査と助言指導を行った。

部長会での調査指導実施の決定を受け、都内全施設を対象に事業を実施するため、特別区各保健所に対して事業への協力を依頼し了承を得た。

(1) レジオネラ症予防対策事業連絡調整会の設置

平成18年度の事業実施にあたり、健康安全室環境水道課が事務局となり、施設所管部署や衛生指導部署等のメンバーにより構成するレジオネラ症予防対策事業連絡調整会を設置し、事業実施方法やスケジュールについて検討した。

連絡調整会のメンバー構成は表1のとおりである。

表1 社会福祉施設等レジオネラ症予防対策事業連絡調整会メンバー構成

部署名	部 課 名
施設所管部	生活福祉部保護課、高齢社会対策部施設支援課 少子社会対策部計画課、障害者施策推進部施設福祉課
関係部	総務部企画課 指導監査部指導調整課
事務局	健康安全室環境水道課

※部課名は、平成18年6月現在の名称

(2) 調査及び結果の概要

- 特別養護老人ホーム、児童養護施設、知的障害者更生施設などの入所型社会福祉施設1086施設に対し、レジオネラ属菌が発生しやすい循環型浴槽、循環型機械浴槽、循環給湯シャワーの3種の設備の有無や水質検査など維持管理状況についてアンケート調査を実施した（調査時期：平成18年9月）。
- アンケート調査の結果、循環型浴槽等を持つ施設は、649施設であった（内訳 循環型浴槽：463施設、循環型機械浴槽：260施設、循環給湯シャワー：339施設、重複して設備を持つ施設あり）。
- 649施設のうち、229施設（35.3%）については、レジオネラ属菌の水質検査を行っていないなど、維持管理が不十分と考えられた。
- 229施設を対象に、保健所が延べ330回の訪問を実施し、塩素剤による日常消毒や浴槽使用ごとの洗浄、水質検査の実施などの維持管理について改善指導を行った（施設訪問時期：平成18年11月～平成19年3月）。

(3) 平成19年度以降の取り組み

レジオネラ症の予防対策には、循環式浴槽の定期的な清掃・消毒や水質検査等、日常の適切な維持管理が重要であるが、調査の結果、維持管理状態の不十分な施設が多数見られた。そこで、社会福祉施設の自主管理を推進し、レジオネラ症の予防対策を徹底するため、福祉・保健の連携により、平成19年度から新たに、自主管理点検票やレジオネラ属菌の水質検査結果の提出を求めるなど、各施設への指導を強化していくこととした。

第2 社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策事業の実施について

平成19年度から22年度まで実施した事業の実施方法について、以下に述べる。

1 目的

入所型社会福祉施設等におけるレジオネラ症の予防対策を推進するため、福祉・保健が連携し、自主管理点検票を活用して自主管理の徹底を図る。

2 対象

対象設備を有する施設とは、循環型浴槽、循環型機械浴槽、循環給湯シャワー（以下、「循環型浴槽等」と略す。）のいずれかを有する社会福祉施設等

3 実施期間

平成19年度から平成22年度

平成19年度から3年間、自主管理の推進を図るために自主管理点検票を活用した事業を実施することで事業を実施したが、平成20年分自主管理点検票未報告施設が、全体の約8%あったことなどから、自主管理の一層の徹底を図るため、一年間事業を延長した。

4 事業実施方法

(1) 社会福祉施設等レジオネラ症予防対策事業連絡調整会

平成19年4月の福祉保健局部長会での事業実施決定を受け、特別区及び八王子市と調整し都内全域での実施を準備するとともに、社会福祉施設等レジオネラ症予防対策事業連絡調整会を設置した。連絡調整会は、健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課を事務局とし、施設所管部署や衛生指導部署等のメンバーにより構成した。

連絡調整会は、平成19年度から、事務局による召集により事業実施期間中、年に1～2回開催し、自主管理点検票の回収状況や助言指導等の結果報告、事業実施方法の見直し、実施要領の検討などを行った。

連絡調整会のメンバー構成は表2のとおりである。

表2 社会福祉施設等レジオネラ症予防対策事業連絡調整会メンバー構成

部署名	部 課 名
施設所管部	生活福祉部保護課、高齢社会対策部施設支援課 少子社会対策部計画課、障害者施策推進部居住支援課
関係部	総務部企画計理課 指導監査部指導調整課
衛生指導部	保健政策部保健政策課 健康安全部健康安全課、環境衛生課 感染症対策課（オブザーバー） 健康安全研究センター広域監視部建築物監視指導課（事務局）

※部課名は、平成23年4月現在の名称とした。

(2) 自主管理点検票を用いた自主管理の確認及び施設への助言・指導

事業の流れを図1に示すとともに、以下に具体的に述べる。

- ①施設所管部（以下、「所管部」と略す。）は、社会福祉施設等（以下、「施設」と略す。）へ「措置基準」*1を通知するとともに、自主管理点検票様式を配付
- ②施設は、翌年に、前年の記録を記入した自主管理点検票及び浴槽水のレジオネラ属菌検査

- 結果（以下、「点検票等」と略す。）を所管部へ送付
- ③所管部は、各施設から提出された点検票等に書類の不足のないことを確認した上で、事務局へ送付
 - ④事務局は、点検票等を審査後、管理不適正な施設を「要指導施設」として抽出^{※2}し、都区市保健所（以下、「保健所」と略す。）へ施設への助言・指導を依頼するとともに、審査結果を所管部に連絡
 - ⑤保健所は、要指導施設へ訪問するなどして助言・指導を実施する。
 - ⑥保健所は、助言・指導結果をとりまとめ、指導実績報告書により事務局へ報告

なお、平成19年度に配布した自主管理点検票（以下、「点検票」と略す。）（資料2）は、各点検項目に説明がなく設備に詳しくない担当者の記入が難しかったこと、判定が4段階あり記入者にわかりにくかったことや対象設備有無の記入欄がなく保健所の訪問指導の際、点検票と実際の設備との差異が多くの施設で見られた。

このことなどから、平成20年度以降は点検項目に解説を加えるとともに、判定を○×の2段階のみとしたほか、対象設備の有無を回答する欄を設け判定も○×の2段階にした様式（資料3）を配布した。

事業実施方法

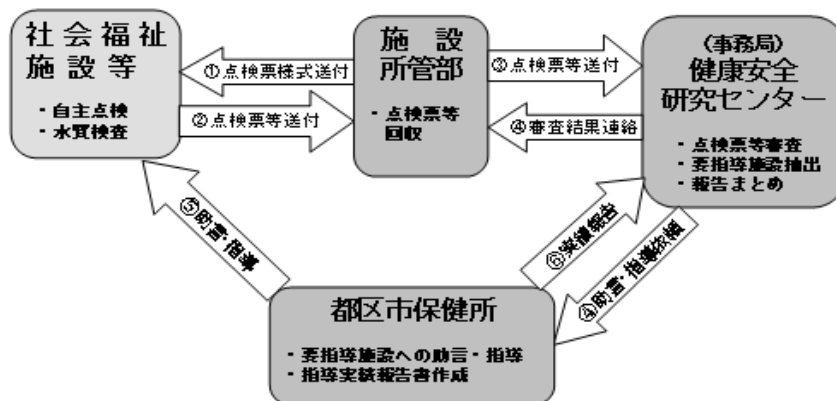


図1 予防対策事業実施方法の流れ図

※1 措置基準

循環型浴槽等、対象施設のレジオネラ症防止対策上必要な維持管理上の措置基準は、次に掲げるとおりとした。

【措置基準】
ア 浴槽水について年1回以上検査し、レジオネラ属菌に汚染されていないか確認すること。毎日完全に換えることなく使用する浴槽水については年2回以上検査すること。その結果レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、清掃・消毒等必要な措置を行った後、再検査により安全を確認するまで利用再開しないこと。
イ 浴槽水については、原則として毎日完全に換え、これにより難しい場合も、週一回以上は完全に換えること。
ウ ろ過器については、週一回以上、逆洗浄等を行い、付着する生物膜等を物理的に排出するとともに、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内に付着する生物膜等を消毒して除去す

ること。また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。

- エ 浴槽水については、遊離残留塩素濃度を測定して記録し、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないよう努めること。ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。
- オ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。
- カ 循環給湯水については、原則として、貯湯槽内の湯温が六十度以上、末端の給湯栓で五十五度以上に保つこと。これによりがたい場合は、末端の給湯栓で、遊離残留塩素を常に1リットルにつき0.1ミリグラム以上に保つこと。
- キ 施設の管理者は、管理する対象設備に応じて点検票を作成し、従業者等に周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定める。
- ク 施設の管理者は、循環型浴槽等の維持管理方法について、必要に応じて保健所の助言・指導を受けるものとする。
- ケ レジオネラ症と疑われる患者が発生した場合は、原因と考えられる設備の使用を直ちに停止し、その現状を保持したまま、所轄の保健所に連絡すること。
- コ 以上の措置に加え「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日、厚生労働省告示第264号）」に準じた措置を行うこと。

※2 要指導施設の抽出対象及び基準

要指導施設の抽出対象は、19年から21年までは全施設とし、22年は新規施設及び21年未報告施設のみとして実施した（21年未報告施設はなかったため、実際は新規施設のみを対象）。以下に、要指導施設の抽出基準を示す。

【要指導施設の抽出基準】

〔平成19年〕

- 1 循環型浴槽及び循環型機械浴槽
水質検査を実施していない施設
- 2 循環給湯シャワー
貯湯槽の設定温度が60℃未満の施設

〔平成20年～〕

- 1 循環型浴槽及び循環型機械浴槽（①～③の何れかに該当の施設）
 - ①水質検査を実施していない施設
 - ②残留塩素測定を行っていない施設及び濃度0.4mg/L未満の施設（10～12月の結果で判定）
 - ③換水が週1回未満の施設（10～12月の結果で判定）
- 2 循環給湯シャワー（①又は②に該当の施設）
 - ①貯湯槽内の湯温が60℃以上に保たれていない施設（10～12月の結果で判定）
 - ②末端の給湯栓での温度が55℃（又は遊離残留塩素濃度が0.1mg/L）以上に保たれていない施設（10～12月の結果で判定）

* 下線部平成20年からの新基準

(3) 感染症予防講習会等の開催

所管部が事務局等と連携し、感染症予防講習会等を開催し、レジオネラ症予防対策における措置基準等を周知した。

5 事業実施結果

(1) 点検票等の提出状況

点検票等について、施設から各所管部への点検票等の提出状況を表3に示す。

平成19年の提出率は90.1%、20年では91.9%であったが、21年以降は全施設から提出された。また、提出された点検票を確認した結果、21年以降、記入方法を理解していない等の理由による点検内容未記入の施設は全くなかった。

表3 所管部別の通知数及び報告数（平成19～22年）

対象 (所管)		特別養護老人 ホーム等 (高齢社会対策部)	知的障害者更 生施設等 (障害者施策推進部)	救護施設等 (生活福祉部)	児童養護施設 等 (少子社会対策部)	合 計
19 年	通知数	691	40	10	5	746
	報告数 (報告率)	621 (89.9%)	36 (90.0%)	10 (100%)	5 (100%)	672 (90.1%)
※ 1 20 年	通知数	1,041	105	13	106	1,265
	報告数 (報告率)	939 (90.2%)	105 (100%)	13 (100%)	106 (100%)	1,163 (91.9%)
21 年	通知数	667	41	13	2	723
	報告数 (報告率)	667 (100%)	41 (100%)	13 (100%)	2 (100%)	723 (100%)
22 年	通知数	627	39	10	0 ^{※2}	676
	報告数 (報告率)	627 (100%)	39 (100%)	10 (100%)	0	676 (100%)

※1 20年は、対象設備の有無に関わらず、各部の所管する全施設に対して通知

※2 22年は、少子社会対策部所管施設に対象施設のないことを把握していたため、報告の徴収を通知した施設はなかった。

(2) 管理不良施設及び要指導施設の状況

ア 管理不良施設の状況

対象施設数から平成19年の要指導施設抽出基準により抽出した施設を「管理不良施設」とし、その推移を図3及び表4に示した。管理不良施設の割合（以下、「管理不良率」と略す。）は、19年では37.3%、20年では13.8%であったが、21年には7.4%、22年には1.0%まで減少した。

これは、各施設所管部からの施設への啓発や都区市保健所の要指導施設への効果的な助言指導を実施した結果と考えられる。

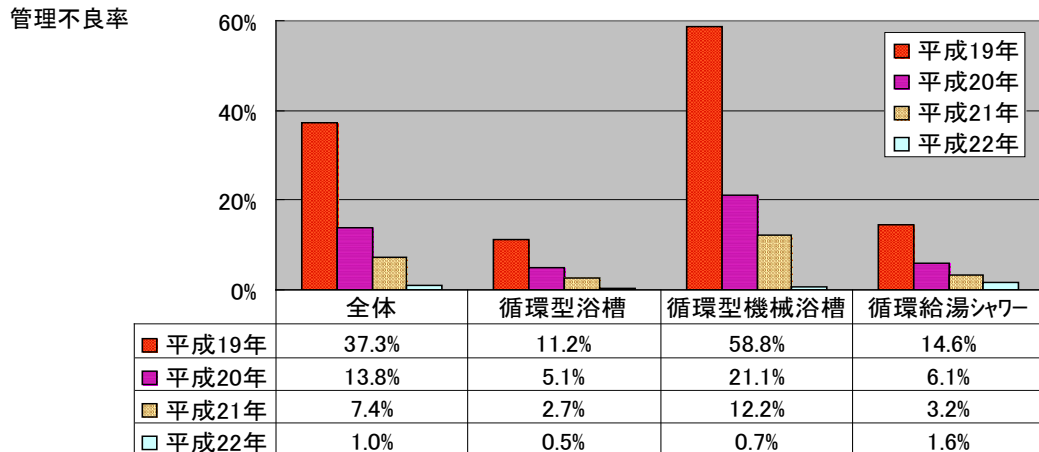


図3 対象設備別の管理不良率

表4 対象設備別の管理不良施設数

管理不良施設数		全 体	循環型浴槽	循環型機械浴槽	循環給湯シャワー
平成19年	対象	600	446	257	302
	不適	224	50	151	44
平成20年	対象	593	411	247	246
	不適	82	16	52	15
平成21年	対象	625	446	278	249
	不適	46	12	34	8
平成22年	対象	610	430	273	254
	不適	6	2	2	4

※複数の設備を持つ施設があるため、施設数は各設備数の合計にはならない

イ 要指導施設の状況

(ア) 年度別推移

要指導施設数の推移は、図4のとおりである。

19年の抽出基準では、レジオネラ属菌検出及び水質検査未実施施設を中心に抽出し、保健所に助言指導を依頼した。特に、レジオネラ属菌の水質検査実施率の低い循環型機械浴槽について、水質検査実施の周知徹底を求めた。

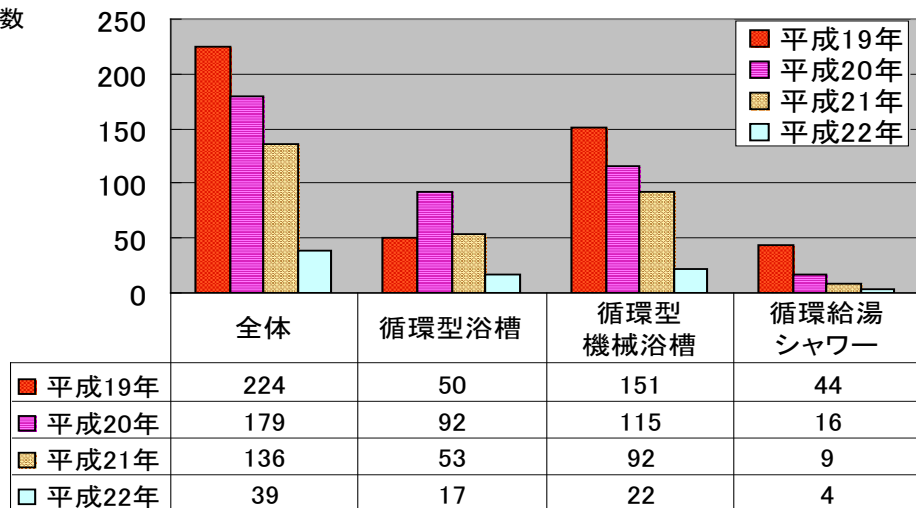
20年には、19年の抽出基準により要指導施設を抽出したところ、指導対象となる施設が少なかったため、抽出基準を拡大強化し助言指導を行った。このため、20年には循環型浴槽で要指導施設数が一旦増加したが、21年には減少した。

また、22年は、新規施設のみを要指導施設の抽出対象とした結果、該当する施設はなかった。ただし、既存施設では、21年までの要指導施設に該当する施設があったことから、図4では、22年についても点検票等を徴収した既存施設の中から要指導施設に該当する施設を記した。

この結果から、22年はすべての種別で21年に比べて大幅に減少したことが判明した。

なお、22年において、既存施設の内、要指導施設に該当した施設について、施設管理者が自主的に管理できるよう保健所から助言・指導等を行っている。

要指導施設数



※平成22年の要指導施設数は既存施設を含む施設数

図4 要指導施設数の推移

要指導施設として抽出された回数別の施設数を表5に示す。

表5 抽出回数別施設数の内訳

要指導施設 抽出回数	抽出年	施設数
4回	平成19～22年	5
3回	平成19～21年	19
	平成20～22年	13
	平成19、21、22年	3
2回	平成19～20年	37
	平成20～21年	41
	平成21～22年	5
	平成19、21年	15
	平成19、22年	2
	平成20、22年	2
1回	平成19年	143
	平成20年	62
	平成21年	35
	平成22年	9

すべての年に要指導施設となったのは5施設、抽出基準を変更した20年から22年まで要指導施設となったのは13施設であった。この中には、構造上、週1回以上の逆洗浄ができない施設や循環給湯シャワー利用者の火傷防止のため貯湯槽温度を60度未満に設定し使用し続けている施設など、レジオネラ症予防対策を講じるためには施設の改修を必要とする施設も含まれていた。

18施設の種別の内訳は、特別養護老人ホーム10、老人保健施設3、有料老人ホーム2、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、障害者自立支援施設各1施設であった。

ウ 要指導施設への助言・指導の状況

要指導施設の各年の地域別訪問施設数及び延べ訪問指導回数を表6に示す。

表6 地域別訪問指導施設数及び延べ訪問指導回数

		訪問指導施設数	延べ訪問指導回数
平成19年	区部	116	163
	多摩・島しょ	119	136
平成20年	区部	79	85
	多摩・島しょ	68	72
平成21年	区部	64	80
	多摩・島しょ	60	74
平成22年※	都全域	0	0

※ 22年の指導対象施設は、新規施設のみ

施設によっては保健所職員が訪問し助言・指導したが、施設管理者に理解を得るまでかなりの時間を要した施設や、対象設備なしと回答していたにもかかわらず実際には対象となる設備を有している施設もあった。

これらを含めて、要指導施設の抽出された年の訪問指導が、一回の訪問では時間不足となり、複数回訪問して指導したケースもあった。

保健所職員が助言・指導のために施設を訪問した際に、施設の管理体制や設備、維持管理面から気づいた点を実績報告に記入したものから、年度毎の特徴をまとめた。

なお、主な個々の意見は、資料4に掲載する。

(ア) 平成19年

レジオネラ症予防対策を意識して取り組んでいない施設が多く見られた。

また、施設側の対応者に自設備や維持管理に詳しくない人が多く、具体的には、機械浴槽の種類を問うアンケート調査の回答で循環型ではないと回答していても、訪問すると循環型の設備であることが複数の施設で見られた。

点検票の記入方法を理解しておらず、記載漏れや記入内容の誤りも見られた。

(イ) 平成20年

平成19年と同様、循環型(特に機械浴槽)を認識していなかった施設が多数見られ、レジオネラ症対策の必要性を理解していない施設も依然としてあった。

また、前年度に訪問指導しても理解が不十分なため改善されていない施設もあり、継続的な指導の必要性が指摘された。

その一方で、改善のための取り組みを積極的に行う施設も多くみられるようになってきた。

(ウ) 平成21年

対象であるにも関わらず、点検票では対象設備なしと回答していたケースは、少なくともあったが、まだ、機械浴槽では見られた。

対象設備有無の相違や管理体制の問題に関する指摘は少なくなり、設備の維持管理面からの助言・指導をするケースが多くなってきた。このうち、循環型機械浴槽の塩素管理に関するものへの指導が多くなり、中には、浴槽自体が小型のため、濃度調節の難しさなどもあり指導に苦慮する施設もあった。

(3) レジオネラ症予防対策に係る講習会の開催

レジオネラ症予防対策を施設に周知するため、各施設所管部が、平成19年度から21年度にわたり講習会を主催し、広域監視部職員が講師としてレジオネラ症に関する基礎知識や循環型浴槽等の自主管理方法について周知した。

ア 平成19～20年度

- ・ 高齢社会対策部「社会福祉施設等感染症対策指導者養成研修」3回
- ・ 生活福祉部「社会福祉施設におけるレジオネラ症予防講習会」1回

イ 平成21年度

- ・ 高齢社会対策部「社会福祉施設等感染症対策指導者養成研修」3回

6 事業成果

4年間の本事業の成果として、以下の4点を挙げることができる。

(1) 循環型浴槽等のレジオネラ症予防対策の普及

本事業による「レジオネラ症予防対策実施要領」により、適正な維持管理方法を所管部から各施設に示したことで、予防対策を普及啓発することができた。

(2) 自主管理点検票を用いた浴槽等の管理方法の定着

平成21年以降は、自主管理点検票の未報告施設は解消され、全施設から報告を徴収することができた。よって、点検票を用いて浴槽等を管理する方法は定着したといえる。

(3) 浴槽等の自主管理方法の向上

要指導施設として保健所による訪問指導を実施した施設数は、年を追うごとに減少し、平成19年の管理不良施設抽出基準による管理不良率も大幅に減少した。このことから、浴槽等を適正に自主管理する施設は増加し、各事業実施前に比べて自主管理の方法も向上したといえる。

(4) 福祉と保健の連携

社会福祉施設等を所管する福祉担当部署と施設の訪問指導を実施した保健衛生担当部署との情報共有が図られた。要指導施設に限らず、管理等に問題の発生した場合や新規に開設する施設の設備に関する指導を連携して行った事例もあった。本事業を通じて、福祉担当部署と区市を含めた保健衛生担当部署が連携して取り組む体制を構築することができた。

7 事業終了後の課題

事業を終了した後に、施設が引き続きレジオネラ症予防するための環境づくりを行う必要がある。そのための課題を以下に挙げる。

(1) 自主管理点検による管理継続のための環境づくり

施設に定着した自主管理点検票を用いた管理方法を、引き続き、各施設が継続的に実施できるよう、様式類や参考資料を容易に入手、活用できる環境をつくる必要がある。

(2) 新規開設施設等への助言・指導

新規に開設する社会福祉施設等や新規に循環型浴槽等を設置する施設については、点検票を使用して衛生的に管理するよう助言・指導をする必要がある。

(3) 協力体制の確保

福祉保健局各部が相互に協力して事業を実施してきたが、今後も、引き続き、連携してレジオネラ症予防対策に取り組む体制を維持することが必要である。

また、区市保健所には、22年度一年間の事業延長の協力も同意を得て事業を延長できたが、今後も、予防対策に協力する体制を確保することが求められる。

8 事業終了後の対応について

自主管理点検票の徴収及びその結果に基づき管理不良施設を訪問指導するこれまでの事業は、22年度で終了した。

福祉保健局部長会に、事業実施結果を報告するとともに、今後、社会福祉施設等において自主管理点検票を用いた衛生管理が継続して実施されるよう、図5のとおり、各部が対応していくことで合意した。

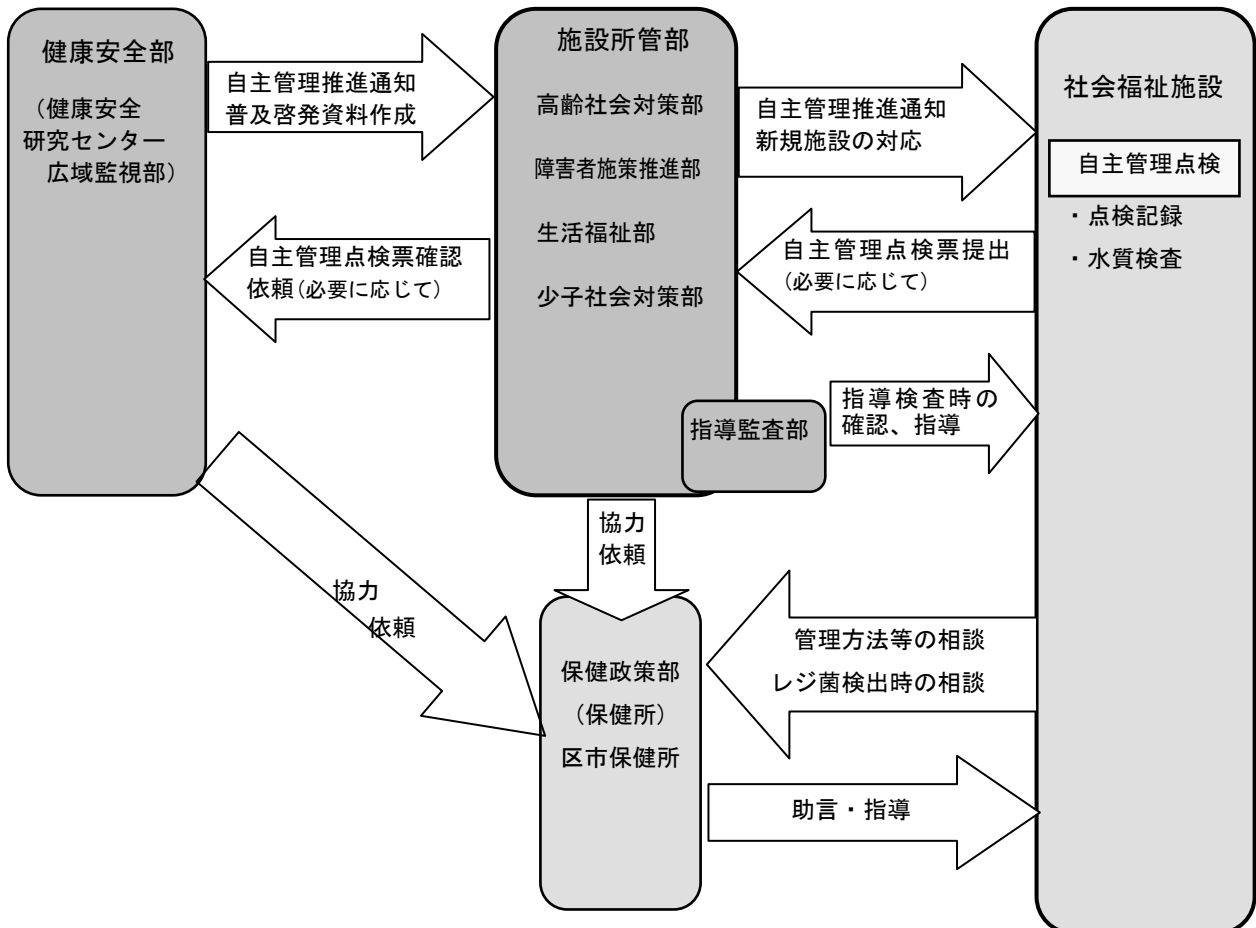


図5 事業終了後の取組及び各部の対応

(1) 健康安全部 (健康安全研究センター)

ア 衛生管理指針の策定

衛生管理措置基準や自主管理の推進方法を定めた「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針」を策定、周知を行った。

イ 協力体制の継続

健康安全部長より各部長に、四年間の事業により構築した福祉・保健の連携協力を維持し、所管部から保健所への新規対象施設を情報提供することや施設からの相談などに機敏に対応できるよう通知した。

また、健康安全研究センター所長より保健所長に、指針の周知や必要に応じて施設への助言・指導や行政検査の実施、施設所管部との連携などについて通知（区市保健所へは協力依頼）した。

新規の対象施設については、事務局が、各部へ名簿の提供を依頼し、収集した情報を都区市保健所に提供した。新規対象施設の取り扱いについては、継続して行う予定である。

ウ ホームページを利用した普及啓発

健康安全研究センターホームページ「建築物衛生のページ」内に、予防対策の説明、自主管理点検票の様式・記入例等を載せた「社会福祉施設等のレジオネラ症予防対策」サイトを開設した。

(2) 施設所管部

ア 自主管理の継続実施の指導

既存の社会福祉施設等に対しては、レジオネラ症予防対策の自主管理点検票を用いた自主管理を継続して行うよう指導した。また、新たに循環型浴槽等対象設備を設置した施設について、指針や自主管理マニュアルを直接配布するなど、衛生的な管理を自主的にできるよう助言する。

イ 保健所への協力依頼

社会福祉施設等で、維持管理の改善等が必要と判断した場合には、保健所に助言・指導を求めるよう施設の管理者に指導するとともに、保健所に協力を依頼する。

(3) 指導監査部

施設所管部との連携により問題のある施設の指導検査時に、点検表の記入の確認及び指導を行う。

(4) 保健政策部(保健所、特別区及び市保健所に協力依頼した内容を含む)

ア 施設への助言・指導

保健所は、社会福祉施設等からレジオネラ症予防対策に関する相談のあった場合など、必要に応じて、施設の管理者に対して自主的に管理できるよう助言・指導を行う。

イ 施設所管部との連携

保健所は、施設所管部からレジオネラ症予防対策に関して協力を求められた場合には、施設の管理者に対して、自主的に管理できるよう助言・指導を行う。

また、施設所管部から新たに対象設備を設置した施設の情報提供があった場合には、当該施設の管理者に対して、自主的な管理に関する積極的な助言・指導を行う。

9 本事業終了後、発出した文書など

本事業終了後、策定した指針・通知等は以下のとおりである。

(1) レジオネラ症予防対策に関する指針の策定

平成23年6月22日策定

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針」(資料5)

(2) 健康安全部長から各関係部長への通知

平成23年6月28日付23福保健衛第577号健康安全部長通知

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針の策定及び自主管理の推進について(通知)」(資料6)

(3) 健康安全研究センター所長から各都保健所長への通知

平成23年7月7日付23健研建第22号健康安全研究センター所長通知

「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針の策定及び自主管理の推進について(通知)」(資料7)

区市保健所長へは、本通知文書を送付し協力を依頼

(4) 普及啓発資料の作成

インターネットホームページ「社会福祉施設等のレジオネラ症予防対策」コーナー内に、パンフレット「～循環型入浴設備の自主管理マニュアル 10のポイント～」(資料8)を掲載し、所管部から施設に配布等を実施

平成 19 年度 社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策実施要領

レジオネラ症の届出件数は増加傾向を示している。予防対策を強化するため、福祉保健局は平成 18 年度に福祉保健局部長会の発案により、各部署が連携して社会福祉施設の調査と助言指導を行った。その結果、予防には循環式浴槽の定期的な清掃・消毒や水質検査が重要であることが改めて確認された。そこで平成 19 年度からは、以下により、新たに自主管理点検票の提出を求めるなど、社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策の徹底を図っていく。

1 目的

循環式浴槽等に係るレジオネラ症の発症を予防するため、社会福祉施設における衛生管理の徹底を図る。

2 対象

循環型浴槽、循環型機械浴槽、循環給湯シャワーのいずれかの設備を有する入所型社会福祉施設

3 措置基準

循環型浴槽等、対象施設のレジオネラ症防止対策上必要な維持管理上の措置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浴槽水について年 1 回以上検査し、レジオネラ属菌に汚染されていないか確認すること。毎日完全に換えることなく使用する浴槽水については年 2 回以上検査すること。その結果レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、清掃・消毒等必要な措置を行った後、再検査により安全を確認するまで利用再開しないこと。
- (2) 浴槽水については、原則として毎日完全に換え、これにより難しい場合も、週一回以上は完全に換えること。
- (3) ろ過器については、週一回以上、逆洗浄等を行い、付着する生物膜等を物理的に排出するとともに、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内に付着する生物膜等を消毒して除去すること。また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。
- (4) 浴槽水については、遊離残留塩素濃度を測定して記録し、常に 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以上に保つとともに、1 リットルにつき 1 ミリグラムを超えないよう努めること。ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。
- (5) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。
- (6) 循環給湯水については、原則として、貯湯槽内の湯温が六十度以上、末端の給湯栓で五十五度以上に保つこと。これによりがたい場合は、末端の給湯栓で、遊離残留塩素を常に 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以上に保つこと。
- (7) 施設の管理者は、管理する対象設備に応じて自主管理点検票を作成し、従業者等に周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定める。
- (8) 施設の管理者は、循環型浴槽等の維持管理方法について、必要に応じて保健所の助言・指導を受けるものとする。
- (9) レジオネラ症と疑われる患者が発生した場合は、原因と考えられる設備の使用を直ちに停止し、その現状を保持したまま、所轄の保健所に連絡すること。
- (10) 以上の措置に加え「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 15 年 7 月 25 日、厚生労働省告示第 264 号）」に準じた措置を行うこと。

4 実施方法

維持管理上の措置基準を徹底するため、以下により、関係部が連携して社会福祉施設に対する指導等を行うものとする。

(1) 自主管理点検票記入例の作成

措置基準の付属資料として、広域監視部が自主管理点検票の記入例を作成する。

(2) 各施設への措置基準の通知

施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部が健康安全室及び広域監視部と連携し、各施設に措置基準等を通知する。

(3) 感染症予防講習会等の開催

施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部が健康安全室及び広域監視部と連携して開催し、措置基準等を周知する。

(4) 自主管理点検票及び水質検査結果書の徴収

自主管理点検票及び水質検査結果書について、施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部が各施設から報告を徴収し、広域監視部に提供する。

(5) 要指導施設の抽出

徴収した自主管理点検票及び水質検査結果書の内容について、広域監視部が審査し、維持管理上の問題が認められる施設を要指導施設として抽出する。

(6) 指導検査

指導監査部は、指導検査基準により各施設の指導検査を行う。

(7) 保健所への協力依頼

施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部が、各施設の所在地を所管する保健所に協力を依頼する。

(8) 保健所への情報提供

広域監視部が要指導施設の一覧をとりまとめ、各施設の所在地を所管する保健所に情報提供する。

(9) 各施設への助言・指導

各保健所は、必要に応じて、循環型浴槽等の維持管理方法について、各施設への助言・指導を行う。

(10) 区市町村への協力要請

福祉保健局は区市町村に対して、本事業の実施に関して連携を図るとともに、必要に応じ、協力を要請する。

平成20年度（21年度） 社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策実施要領

1 目的

循環式浴槽等に係るレジオネラ症の発症を予防するため、社会福祉施設における衛生管理の徹底を図る。

2 対象（※）

循環型浴槽、循環型機械浴槽、循環給湯シャワーのいずれかの設備を有する入所型社会福祉施設

3 措置基準

循環型浴槽等、対象施設のレジオネラ症防止対策上必要な維持管理上の措置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浴槽水について年1回以上検査し、レジオネラ属菌に汚染されていないか確認すること。毎日完全に換えることなく使用する浴槽水については年2回以上検査すること。その結果レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、清掃・消毒等必要な措置を行った後、再検査により安全を確認するまで利用再開しないこと。
- (2) 浴槽水については、原則として毎日完全に換え、これにより難しい場合も、週一回以上は完全に換えること。
- (3) ろ過器については、週一回以上、逆洗浄等を行い、付着する生物膜等を物理的に排出するとともに、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内に付着する生物膜等を消毒して除去すること。また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。
- (4) 浴槽水については、遊離残留塩素濃度を測定して記録し、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないよう努めること。ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。
- (5) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。
- (6) 循環給湯水については、原則として、貯湯槽内の湯温が六十度以上、末端の給湯栓で五十五度以上に保つこと。これによりがたい場合は、末端の給湯栓で、遊離残留塩素を常に1リットルにつき0.1ミリグラム以上に保つこと。
- (7) 施設の管理者は、管理する対象設備に応じて自主管理点検票を作成し、従業者等に周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定める。
- (8) 施設の管理者は、循環型浴槽等の維持管理方法について、必要に応じて保健所の助言・指導を受けるものとする。
- (9) レジオネラ症と疑われる患者が発生した場合は、原因と考えられる設備の使用を直ちに停止し、その現状を保持したまま、所轄の保健所に連絡すること。
- (10) 以上の措置に加え「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日、厚生労働省告示第264号）」に準じた措置を行うこと。

4 実施方法

維持管理上の措置基準を徹底するため、以下により、関係部は連携して社会福祉施設に対する指導等を行うものとする。

- (1) 自主管理点検票様式例の作成
措置基準の付属資料として、広域監視部は自主管理点検票の様式例を作成する。
- (2) 各施設への措置基準の通知
施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部は健康安全部及び広域監視部と連携し、各施設に措置基準等を通知する。あわせて、保健所の助言・指導に従って管理に努めるよう求める。
- (3) 感染症予防講習会等の開催
施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部は健康安全部及び広域監視部と連携して開催し、措置基準等を周知する。
- (4) 自主管理点検票及び水質検査結果書の徴収
自主管理点検票及び水質検査結果書について、施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部は各施設から報告を徴収し、必要書類の不足がないことを確認して広域監視部に提供する。
- (5) 要指導施設の抽出
広域監視部は、徴収した自主管理点検票及び水質検査結果書の内容について審査し、維持管

理上の問題が認められる施設を要指導施設として抽出する。

(6) 指導検査

指導監査部は、指導検査基準により各施設の指導検査を行う。

(7) 保健所への協力依頼

施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部は、各施設の所在地を所管する保健所に協力を依頼する。

(8) 保健所への情報提供

広域監視部は、要指導施設の一覧及び自主管理点検票等を取りまとめ、各施設の所在地を所管する保健所に情報提供する。

(9) 各施設への助言・指導

各保健所は、必要に応じて、循環型浴槽等の維持管理方法について、各施設への助言・指導を行う。保健所の助言・指導にもかかわらず、改善が認められない施設については、施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部に広域監視部を通じ通知する。

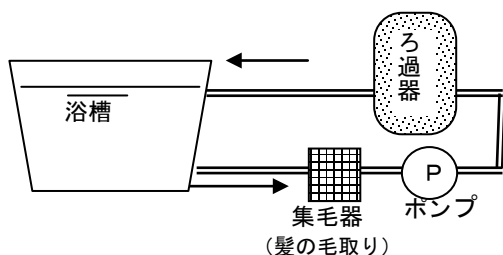
(10) 区市町村への協力要請

福祉保健局は区市町村に対して、本事業の実施に関して連携を図るとともに、必要に応じ、協力を要請する。

(注) ※ 事業対象設備

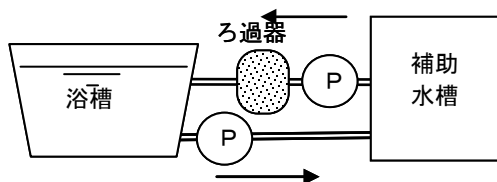
① 循環型浴槽

多数人が入浴できる浴槽で、浴湯水の浄化のために循環設備（ろ過器）を設置してあるもの



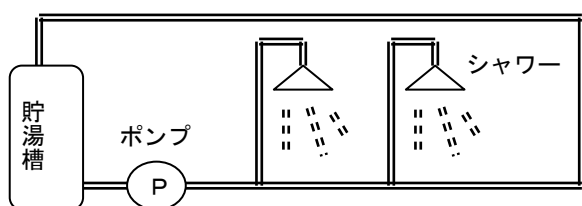
② 循環型機械浴槽

ストレッチャーや車椅子ごと入浴が可能な浴槽で、補助水槽やろ過器を有するもの



③ 循環給湯シャワー

貯湯槽、ポンプがありお湯を常時循環させている給湯設備で、シャワーに使用しているもの



平成22年度 社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策実施要領

1 目的

循環型浴槽等に係るレジオネラ症の発症を予防するため、社会福祉施設における衛生管理の徹底を図る。

2 対象（※）

循環型浴槽、循環型機械浴槽、循環給湯シャワーのいずれかの設備を有する入所型社会福祉施設

3 措置基準

循環型浴槽等、対象施設のレジオネラ症防止対策上必要な維持管理上の措置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浴槽水について年1回以上検査し、レジオネラ属菌に汚染されていないか確認すること。毎日完全に換えることなく使用する浴槽水については年2回以上検査すること。その結果レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、清掃・消毒等必要な措置を行った後、再検査により安全を確認するまで利用再開しないこと。
- (2) 浴槽水については、原則として毎日完全に換え、これにより難しい場合も、週一回以上は完全に換えること。
- (3) ろ過器については、週一回以上、逆洗浄等を行い、付着する生物膜等を物理的に排出するとともに、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内に付着する生物膜等を消毒して除去すること。また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。
- (4) 浴槽水については、遊離残留塩素濃度を測定して記録し、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないよう努めること。ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。
- (5) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。
- (6) 循環給湯水については、原則として、貯湯槽内の湯温が六十度以上、末端の給湯栓で五十五度以上に保つこと。これによりがたい場合は、末端の給湯栓で、遊離残留塩素を常に1リットルにつき0.1ミリグラム以上に保つこと。
- (7) 施設の管理者は、管理する対象設備に応じて自主管理点検票を作成し、従業者等に周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定める。
- (8) 施設の管理者は、循環型浴槽等の維持管理方法について、必要に応じて保健所の助言・指導を受けるものとする。
- (9) レジオネラ症と疑われる患者が発生した場合は、原因と考えられる設備の使用を直ちに停止し、その現状を保持したまま、所轄の保健所に連絡すること。
- (10) 以上の措置に加え「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日、厚生労働省告示第264号）」に準じた措置を行うこと。

4 実施方法

維持管理上の措置基準を徹底するため、以下により、関係部は連携して社会福祉施設に対する指導等を行うものとする。

(1) 自主管理点検票様式例の作成

措置基準の付属資料として、広域監視部は自主管理点検票の様式例を作成する。

(2) 各施設への措置基準の通知

施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部は健

康安全部及び広域監視部と連携し、各施設に措置基準等を通知する。あわせて、保健所の助言・指導に従って管理に努めるよう求める。

(3) 感染症予防講習会等の開催

施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部は健康安全部及び広域監視部と連携し感染症予防講習会の開催などにより、措置基準等を周知する。

(4) 自主管理点検票及び水質検査結果書の徴収

自主管理点検票及び水質検査結果書について、施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部は各施設から報告を徴収する。徴収した報告の内、新規施設及び過去未報告施設について、必要書類の不足がないことを確認して広域監視部に提供する。

(5) 要指導施設の抽出

広域監視部は、各部から提供された自主管理点検票及び水質検査結果書の内容について審査し、維持管理上の問題が認められる施設を要指導施設として抽出する。

(6) 指導検査

指導監査部は、指導検査基準により各施設の指導検査を行う。

(7) 保健所への協力依頼

施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部は、各施設の所在地を所管する保健所に協力を依頼する。

(8) 保健所への情報提供

広域監視部は、要指導施設の一覧及び自主管理点検票等を取りまとめ、各施設の所在地を所管する保健所に情報提供する。

(9) 各施設への助言・指導

各保健所は、必要に応じて、循環型浴槽等の維持管理方法について、各施設への助言・指導を行う。保健所の助言・指導にもかかわらず、改善が認められない施設については、施設の種別に応じ生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部及び障害者施策推進部に広域監視部を通じ通知する。

(10) 区市町村への協力要請

福祉保健局は区市町村に対して、本事業の実施に関して連携を図るとともに、必要に応じ、協力を要請する。

(注) ※ 事業対象設備

平成20年度（21年度）と同様なため、省略

平成19年度 自主管理点検票様式及び記入例

平成19年1月～12月分 平成20年1月 日提出

入浴設備の自主管理点検記録票(様式例)

設備名	点検項目	頻度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
浴槽 (m3)	浴槽水の換水・清掃	1回/日													◎：月間完全実施
	浴槽の洗浄(含高濃度塩素消毒)	1回/日													△：8割程度実施
	循環水取入口吸引事故防止設備	1回/日													×：実施7割以下
	エアロゾル発生設備、シャワー	1回/月													
循環配管	消毒(高濃度塩素・高温水循環)	1回/週													
貯湯槽 (m3)	高温貯湯・塩素剤消毒	1回/日													設定 ℃
	清掃・消毒	1回/年													○：業者に委託
ヘアキャッチャー	清掃	1回/日													◎：月間完全実施
ろ過器	逆洗浄・消毒(高濃度塩素)	1回/週													
	メンテナンス・ろ材交換など	1回/年													△△業者に委託
消毒装置 (薬剤名)	点検・調整・薬剤投入	適宜													浴槽塩素量対応
	薬剤の密閉保管(残量)	1回/週													
	残留塩素量などの記録・保管	1回/月													別紙記録票保存
加熱装置	加熱装置の設備点検	1回/月													設定 ℃
設備全般	浴槽・循環設備系の洗浄・消毒	1回/年													○：業者に委託
	浴槽水のレジオネラ属菌検査	1回/年													□：業者に委託

凡例 ○：計画・予定、◎：実施・完備・改善済(日を記入)、△：一部未実施・一部不備、×：未実施・不備・不良、—：設備無し・該当せず

施設名: _____ 担当者: _____ 電話番号: _____

平成19年1月～12月分 平成20年1月 日提出

入浴設備の自主管理点検記録票(記入例)

設備名	点検項目	頻度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
浴槽 (m3)	浴槽水の換水・清掃	1回/日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎：月間完全実施
	浴槽の洗浄(含高濃度塩素消毒)	1回/日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	△：8割程度実施
	循環水取入口吸引事故防止設備	1回/日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	×：実施7割以下
	エアロゾル発生設備、シャワー	1回/月	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	
循環配管	消毒(高濃度塩素・高温水循環)	1回/週	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	
貯湯槽 (m3)	高温貯湯・塩素剤消毒	1回/日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	設定 ℃
	清掃・消毒	1回/年								◎					完全実施なら◎
ヘアキャッチャー	清掃	1回/日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎：月間完全実施
ろ過器	逆洗浄・消毒(高濃度塩素)	1回/週	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	
	メンテナンス・ろ材交換など	1回/年									○				計画月に○印
消毒装置 (薬剤名)	点検・調整・薬剤投入	適宜													浴槽塩素量対応
	薬剤名を記載(残量)	1回/週	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	
	残留塩素量などの記録・保管	1回/月	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	別紙記録票保存
加熱装置	加熱装置の設備点検	1回/月	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	設定 ℃
設備全般	浴槽・循環設備系の洗浄・消毒	1回/年								○					○：業者に委託
	浴槽水のレジオネラ属菌検査	1回/年								○					□：業者に委託

凡例 ○：計画・予定、◎：実施・完備・改善済(日を記入)、△：一部未実施・一部不備、×：未実施・不備・不良、—：設備無し・該当せず

施設名: _____ 担当者: _____ 電話番号: _____

平成20～22年度 自主管理点検票様式及び記入例

循環型浴槽等及び循環給湯シャワーの自主管理点検票(平成22年1月～12月)

施設名: _____ 所在地: _____ 電話番号: _____ 担当者名: _____

設備名	点検項目	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月												備考		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
循環型浴槽 (有・無)	換水	浴槽水は毎日完全に換水しているか。 毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水しているか。														
	エアロソール発生装置	気泡発生装置やジェット噴射装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していないか。														
	レジオネラ菌	浴槽水のレジオネラ菌検査を年1回以上行っているか。(実施予定月: 月)														
	ろ過器等	ろ過器の逆洗浄を週1回以上行っているか。 ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っているか。														
	集毛器	集毛器は毎日清掃しているか。														
	遊離残留塩素	浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録しているか。 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上に保たれているか。														
	循環型機械浴槽 (有・無)	換水	浴槽水は毎日完全に換水しているか。 毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水しているか。													
エアロソール発生装置	気泡発生装置やジェット噴射装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していないか。															
レジオネラ菌	浴槽水のレジオネラ菌検査を年1回以上行っているか。(実施予定月: 月)															
ろ過器等	ろ過器の逆洗浄を週1回以上行っているか。 ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っているか。															
集毛器	集毛器は毎日清掃しているか。															
遊離残留塩素	浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録しているか。 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上に保たれているか。															
循環給湯シャワー (有・無)	貯湯槽	貯湯槽内の湯温は、60度以上に保たれているか。(設定温度: 度)														
給湯栓	末端の給湯栓の温度は、55度以上に保たれているか。 給湯栓の温度を55度以上に保てない場合は、遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L以上に保たれているか。															

記入例 循環型浴槽等及び循環給湯シャワーの自主管理点検票(平成22年1月～12月)

施設名: 東京口公園 所在地: ○○区(市)△△△1-2-3 電話番号: 03-5320-0△△△ 担当者名: 東京本邸

設備名	点検項目	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月												備考	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
循環型浴槽 (有・無)	換水	浴槽水は毎日完全に換水しているか。 毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水しているか。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	4日に1回全換水
	エアロソール発生装置	気泡発生装置やジェット噴射装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	設置していない
	レジオネラ菌	浴槽水のレジオネラ菌検査を年1回以上行っているか。(実施予定月: 月) <small>※のほかに予定を記入する</small>													毎日換水ではない
	ろ過器等	ろ過器の逆洗浄を週1回以上行っているか。 ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7月から実施
	集毛器	集毛器は毎日清掃しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	遊離残留塩素	浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録しているか。 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上に保たれているか。	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	6月までは測定していたが記録なし
	循環型機械浴槽 (有・無)	換水	浴槽水は毎日完全に換水しているか。 毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎日換水
エアロソール発生装置	気泡発生装置やジェット噴射装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
レジオネラ菌	浴槽水のレジオネラ菌検査を年1回以上行っているか。(実施予定月: 4月) <small>※のほかに予定を記入する</small>													毎日換水	
ろ過器等	ろ過器の逆洗浄を週1回以上行っているか。 ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っているか。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	月に1回実施	
集毛器	集毛器は毎日清掃しているか。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	週に1回実施	
遊離残留塩素	浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録しているか。 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上に保たれているか。	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	10月から実施	
循環給湯シャワー (有・無)	貯湯槽	貯湯槽内の湯温は、60度以上に保たれているか。(設定温度: 62度) <small>貯湯槽の温度で</small>	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2月は貯湯槽温成計80℃未満あり	
給湯栓	末端の給湯栓の温度は、55度以上に保たれているか。 <small>※に1回以上測定を決定する</small> 給湯栓の温度を55度以上に保てない場合は、遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L以上に保たれているか。	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	温度管理をしており残塩は測定せず		

要指導施設指導実績報告の内、「施設の管理体制や設備、維持管理面から気づいた点」に記載のあったの意見（抜粋）

(1) 平成19年度

- ・施設側の対応者に設備や維持管理のことをわからない人が多い。
- ・機械浴槽については、アンケート調査では循環型ではないと回答した施設のうち、現地調査してみると循環型であるものが散見された。今後も施設数が増加すると予想される。
- ・自主点検記録については、施設の事を理解している人に記入をして欲しい。記録の内容について確認をすると誤っている事が多い。自分の施設なのに業者まかせで、正しく理解している人がほとんどいなかった。
- ・実態とアンケートの内容がかい離して、アンケート内容だけでピックアップすると、問題のない施設が指導対象になり、また、問題のある施設が対象から見逃されかねない。
- ・社会福祉施設の多くの担当者は、自主管理点検票の記入漏れや水質検査結果書の添付忘れなど報告書類不十分な施設に対する指導が自主管理点検票の報告先（福祉4部）ではなく、保健所が指導することについて理解できていない。
- ・社会福祉施設を委託管理する部署の担当者（特に予算担当者等）の衛生知識・危機管理意識が不足しているのではないかと思われる。
- ・現場担当者は、一生懸命に衛生管理に努めているものの、予算に縛られ、マニュアル通り決められたもの以外は実施出来ないようで、現場での口頭指導では埒が明かず、文書指導までしないと実施に至らない施設がある。是非、指導官庁からしかるべき部署へ指導していただきたい。
- ・24時間風呂タイプの浴槽を設置している施設において、浴槽メーカーが殺菌剤補充以外にはメンテナンスフリーと説明しているために、設備の構造や日常の衛生管理意識が欠如している施設が見られた。この点について浴槽メーカーに問い合わせたところ、レジオネラ症防止指針等について認識はしているものの、水質検査や配管洗浄をはじめとした日常衛生管理については販売店まかせで、メーカーとしてこれ以上、取り扱い説明書などを充実させる予定はないとのことでありました。
- ・販売店やサポートセンターに電話してもあまりレジオネラに関する衛生管理の話は聞けず、逆に福祉保健施設の調査後、その助言内容について“厳しすぎる？”と電話してくることもありました。
- ・複数施設を展開する経営法人の本部で事務作業を担当しており、現場では、自主管理点検票に記載された具体的内容を理解していない場合があるため、点検項目の内容や意義について説明しないと、自主管理の不備を理解してもらえない場合があった。本部を通して各施設へ確実に、自主管理のポイントが伝わる工夫をしたほうが、より自主管理体制整備がうまくいくのではないか。
- ・〇区では、独自の社会福祉施設機械浴槽の調査を実施した。今回、指導対象の施設を含めてアンケート調査を実施し、数施設の現場調査を行った。気泡発生部分に排水後に水が残ると思われる施設についてレジオネラ属菌検査を実施した。全ての検体において不検出であったが、Lump法では陽性となった施設に注意指導を行った。

(2) 平成20年度

- ・循環型設備（特に機械浴槽）を循環設備と認識していなかった施設が多数あった。また、循環型機械浴槽でも、循環機能を使用していないとのことで、特にメンテナンス等を行っていない施設もあったが、配管での死水によるレジオネラ属菌の増殖の可能性も考えられる。今回訪問した施設全体を通して、レジオネラ属菌を増殖させない処置に対して意識が低いと感じた。一方、改善のために積極的な取り組みを行う施設も多くあった。
- ・昨年以上に危機意識が欠如していたのには驚いた、人員削減が進む中、それぞれの職員は決められた仕事以外は決して手を出さず、衛生管理担当者は「設備業者に委託しているので大丈夫」との意識。他の職員は担当者がちゃんとやっているはずなので問題ないと思っていたとのことで管理者も同様の考え、すべて他人任せ、当事者意識が欠如している現状であった。現場担当者は一生懸命に頑張っているようだが、予算に縛られ、マニュアル通り決められたもの以外は実施出来ないようで、現場での口頭指導では埒が明かず、文書指導までしないと実施に至らない現状がある。是非、指導官庁からしかるべき部署へ指導していただきたい。
- ・レジオネラの検査を行っておりその結果が未検出である施設に対して、追加での塩素の投入や洗浄など更なる対策の実施を指導するのは、説明に苦慮する。
- ・残留塩素測定回数について通知がほしいとの声があった。
- ・貯湯槽温度設定が高いとやけどの恐れがあり、高くできないと説明された。
- ・指導時の説明に不明瞭な回答をする施設が見受けられたため、このような施設に対しては今後も継続した指導が必要と思われる。
- ・訪問した福祉施設については、循環型浴槽等によるレジオネラ症対策についての理解が不十分であったと感じた。21年度以降も同様な指導が予定されているが、その際、入浴施設等での具体的な事故例、対策の必要性については繰り返し説明し、指導していく必要があると考える。
- ・浴室内給水栓の温度調整機能が火傷防止のため、40℃でロックされており解除できない構造になっている。そのため、末端給水栓の湯温が測定できない。
- ・施設が複合ビル内に存在し構造設備が複雑であるため、担当者が循環給湯使用の有無について把握できていない。
- ・浴槽水の遊離残留塩素検出せず。管理記録簿等に記録していない。塩素剤自動注入装置は0.4mg/lに設定されていたが、消毒薬タンクに薬剤はなく注入が行われていなかった。
- ・指導するうえで根拠とするものがなかったため、区において「入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱」を制定した。今後は要綱に基づき、指導等継続する。

(3) 平成21年度

- ・自主管理点検票の記載方法が理解できていないものと思われる記入ミスが目立った。
- ・施設には循環型機械浴槽はなく、循環型浴槽が2槽あるのみであった。
- ・遊離残留塩素濃度の確保に自動注入装置を使用しているが、濃度の減少に対応して注入されるのではなく、タイマー制御で一定時間が経過すると一定時間注入されるという方式なので、塩素管理が難しいという声があった。
- ・循環型機械浴槽の管理について判定が不適となった施設では、循環型機械浴槽の構造について十分に理解されていなく、浴槽水は使用毎に全て排水されていると誤認しており、残留塩素濃度の管理やレジオネラ属菌検査の必要はないとの認識だった施設があった。
- ・循環型機械浴槽への塩素剤添加の必要性の理解が低い。
- ・湯を補給することで、掛け流し的に浴湯の清浄度が保たれたり、塩素濃度が維持できるという思い込みがある。
- ・小規模浴槽は塩素管理が難しいため塩素剤を使用しないことが多い。
- ・利用者の肌への影響を心配して塩素剤添加を躊躇するケースが見受けられる。
- ・障害者施設において青年障害者が湯水混合栓を力任せに操作して高温の温水を出し、熱傷を負うのを防止するために給湯温度自体を低く抑える施設が見られた。
- ・施設側は塩素注入が有効な措置であることは承知しているが、出入り業者から配管の傷みについて指摘され、塩素注入を行っていない。
- ・所管部では都独自の補助金制度を持っているようであるが、補助金を利用し、塩素により配管が腐食しても配管交換が容易な屋外配管に切り替えることが可能なように助成できればレジオネラ属菌感染症防止策が充実できると思われた。
- ・一部のメーカーの循環型機械浴槽は、銀イオン消毒を採用している。このタイプの機械浴槽を使用している社会福祉施設の中には、銀イオン消毒を行っていることから、塩素消毒を敬遠する施設があり、保健所が塩素消毒を助言指導するのに際し苦慮することがある。
- ・逆洗できないカートリッジ式ろ過器の場合、週一回以上の逆洗をしていないことで、要指導施設になってしまっている。

社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針

平成23年6月22日
東京都福祉保健局

1 目的

社会福祉施設等におけるレジオネラ症の発症を予防するため、循環型浴槽等の自主管理を推進し、衛生管理の徹底を図る。

2 対象

循環型浴槽、循環型機械浴槽、循環給湯シャワーのいずれかの設備を有する社会福祉施設及び有料老人ホーム

3 衛生管理措置基準

対象施設におけるレジオネラ症予防対策のために必要な維持管理上の措置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 循環型浴槽、循環型機械浴槽

ア 浴槽水について年1回以上検査し、レジオネラ属菌の汚染の有無を確認すること。毎日完全に換えることなく使用する浴槽水については年2回以上検査すること。その結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、清掃・消毒等必要な措置を行った後、再検査により安全を確認するまで利用を再開しないこと。

イ 浴槽水については、原則として毎日完全に換えること。これにより難しい場合でも、週1回以上は完全に換えること。

ウ ろ過器については、週1回以上、逆洗浄等を行い、付着する生物膜等を物理的に排出するとともに、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内に付着する生物膜等を消毒して除去すること。また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。

エ 浴槽水については、遊離残留塩素濃度を測定して記録すること。遊離残留塩素濃度は、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないよう努めること。ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。

オ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。

カ 貯湯槽は、湯温を60℃以上に保ち、貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。また、定期的に貯湯槽内の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(2) 循環給湯シャワー

ア 循環給湯水については、原則として、貯湯槽内の湯温が60℃以上、末端の給湯栓で55℃以上に保つこと。これにより難しい場合は、末端の給湯栓で、遊離残留塩素濃度を常に1リットルにつき0.1ミリグラム以上に保つこと。

イ 貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、1年に1回以上、貯湯槽等の清掃を実施すること。

(3) 共通事項

以上の措置に加え「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日、厚生労働省告示第264号）」に準じた措置を行うこと。

4 自主管理の推進

施設の管理者は、以下の方法により自主管理を推進する。

(1) 施設の管理者は、管理する対象設備について自主管理点検票等を用いて衛生的に管理すること。なお、自主管理点検票については様式例1を、他の記録類は様式例2を参考に作成すること。

(2) 施設の管理者は、自主管理点検票や水質検査結果等、浴槽水の維持管理に係わる帳簿書類を5年間保存すること。また、行政機関より、維持管理状況の報告を求められた場合には、自主管理点検票等により報告すること。

(3) 施設の管理者は、従業者等に衛生管理方法を周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(4) 日常の衛生管理に係る責任者は、自主管理点検票の記入や水質検査結果、浴槽等の換水や消毒の状況などを記録し衛生管理に努めること。また、施設の管理者に対して、記入した自主管理点検票を定期的に示すなど、衛生的に管理していることを報告すること。

5 保健所への連絡

(1) 施設の管理者は、レジオネラ属菌が検出されるなど衛生管理措置基準に適合しない場合や循環型浴槽等の維持管理方法について疑問が生じた場合等、必要に応じて保健所の助言・指導を受けること。

(2) レジオネラ症が疑われる患者が発生した場合は、原因と考えられる設備の使用を直ちに停止し、その現状を保持したまま、所轄の保健所に連絡すること。

【参考】

対象設備（平成20年度（21年度）事業実施要領参照）

23 福保健衛第 577 号
平成 23 年 6 月 28 日

指導監査部長 殿
保健政策部長 殿
生活福祉部長 殿
高齢社会対策部長 殿
少子社会対策部長 殿
障害者施策推進部長 殿

健康安全部長
(公印省略)

社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針
の策定及び自主管理の推進について（通知）

レジオネラ症は、抵抗力の弱い人が発症しやすいことから、高齢者等が利用する社会福祉施設や有料老人ホームの社会福祉施設等（以下、「施設」と略す。）では、日常の適切な設備の維持管理によりレジオネラ症を予防する必要があります。

そこで、平成 19 年度より、福祉保健局各部、都・区・市保健所が連携し、入所型の施設を対象に自主管理点検票を徴収し、設備の維持管理状況を確認するとともに調査及び指導を行ってきました。

その結果、循環型浴槽等の自主管理点検票を用いた自主的な衛生管理の重要性が再確認されたことから、施設におけるレジオネラ症予防対策に係る自主管理の一層の推進を図るため、別紙 1 のとおり「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針」（以下、「指針」と略す。）を策定したので、通知します。

各部におかれましては、レジオネラ症を予防するために、下記により、自主管理が推進されるよう対応していただきますようお願いいたします。

記

1 目的

施設におけるレジオネラ症予防対策に係る自主管理の一層の推進を図る。

2 事業の流れ

別紙 2「今後の取組図」のとおり（略）

3 実施方法

(1) 施設に対する指針の周知及び助言・指導

ア 各施設所管部（以下、「所管部」と略す。）は、自主管理が推進されるよう指針を施設に周知する。

イ 所管部は、新たに循環型浴槽等対象設備を設置した施設について、指針や自主管

理マニュアルを直接配布するなど、衛生的な管理を自主的にできるよう助言する。

ウ 所管部、保健政策部及び健康安全部は、講習会などの機会において、指針の内容を周知し、必要に応じて自主管理点検票の記入状況を確認し指導する。また、指導監査部は、所管部との連携により問題のある施設の指導検査時に、点検表の記入の確認及び指導を行う。

(2) 自主管理点検票の報告徴収

所管部は、施設から自主管理点検票等を徴収した場合には、その内容確認を健康安全部に依頼することができる。

(3) 保健所との連携

所管部は、自主管理点検票等を確認した結果などから、維持管理の改善等が必要と判断した場合には、保健所に助言・指導を求めるよう施設の管理者に指導するとともに、保健所に協力を依頼する。

また、所管部は、新たに対象設備を設置した施設が判明した場合には、保健所に情報を提供するなど、施設管理者が保健所に相談しやすい体制を作る。

(4) 連絡調整担当者会について

指針の運用など、レジオネラ症予防対策に関して検討の必要がある場合は、各部の要請をもって、健康安全部の召集により連絡調整担当者会を開催する。

連絡調整担当者会は、福祉保健局総務部、指導監査部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部（健康安全研究センター）の担当者により構成するものとする。

(問い合わせ先)

健康安全研究センター 広域監視部

建築物監視指導課 建築物衛生係

電話 03-5320-4392

健康安全部 環境衛生課 指導係

電話 03-5320-4391

23健研建第22号
平成23年7月7日

各都保健所長 殿

健康安全研究センター所長
(公印省略)

社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針の策定
及び自主管理の推進について（通知）

レジオネラ症は、抵抗力の弱い人が発症しやすいことから、高齢者等が利用する社会福祉施設や有料老人ホームの社会福祉施設等（以下、「施設」と略す。）では、日常の適切な設備の維持管理によりレジオネラ症を予防する必要があります。そこで、平成19年度より、福祉保健局各部、都・区・市保健所が連携し、入所型施設を対象に自主管理点検票を徴収し、設備の維持管理状況を確認するとともに施設への調査及び指導を行ってまいりました。

その結果、循環型浴槽等の自主管理点検票を用いた自主的な衛生管理の重要性が再確認されたことから、施設におけるレジオネラ症予防対策に係る自主管理の一層の推進を図るため、別紙1のとおり、健康安全部長から福祉保健局関係各部長に「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針の策定及び自主管理の推進について」を通知し、「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針」（以下、「指針」と略す。）の周知等普及啓発に取り組んでいくこととしました。

つきましては、各保健所におかれましては、今後とも、社会福祉施設等のレジオネラ症予防対策について、下記のとおり、取り扱われますようお願いいたします。

記

1 目的

施設におけるレジオネラ症予防対策に係る自主管理の一層の推進を図る。

2 事業の流れ

別紙2「今後の取組図」のとおり

3 実施方法

(1) 施設に対する指針の周知及び助言・指導

ア 保健所は、講習会などの機会において、指針を周知するとともに、自主管理点検票の活用など衛生管理の普及啓発を行う。

イ 保健所は、施設からレジオネラ症予防対策に関する相談のあった場合など、必要に応じて、施設の管理者に対して自主的に管理できるよう助言・指導を行う。

(2) 行政検査の実施

保健所は、助言・指導のため、公衆衛生上緊急的にレジオネラ属菌の検査を実施することが必要と認められるときは、検体を健康安全研究センターへ送付することができる。

この場合、保健所は、事前に健康安全研究センター広域監視部（以下、「広域監視部」と略す。）と協議し、その後、健康安全研究センター環境保健部と検体の持込日時、検体数等について打ち合わせること。また、広域監視部の求めに応じて、文書をもって広域監視部長に報告する。

(3) 社会福祉施設所管部との連携

ア 保健所は、社会福祉施設所管部(以下、「所管部」と略す。)からレジオネラ症予防対策に関して協力を求められた場合には、施設の管理者に対して、自主的に管理できるように助言・指導を行う。

イ 保健所は、所管部から新たに対象設備を設置した施設の情報提供があった場合には、当該施設の管理者に対して、自主的な管理に関する積極的な助言・指導を行う。

ウ 保健所は、施設への助言・指導を行った場合は、所管部にその結果などの情報提供を行う。

(担当)

健康安全研究センター 広域監視部

建築物監視指導課 建築物衛生係

電話 03-5320-4392

E-mail Atsushi_Murai@member.metro.tokyo.jp

パンフレット「～循環型入浴設備の自主管理マニュアル 10のポイント～」

社会福祉施設等のレジオネラ症予防対策 ～循環型入浴設備の自主管理マニュアル 10のポイント～



平成10年5月、都内の特別養護老人ホームで、入所者がレジオネラ症で死亡するという事故が起こりました。また、平成18年12月には、都内老人保健施設でもレジオネラ症で死亡する事故が起きています。

レジオネラ症は、レジオネラ菌が原因で起こる感染症です。施設の水槽水、レジオネラ菌に汚染されていたことから感染源となったことが分かりました。

近年、多数の人が利用する入浴施設を感染源とするレジオネラ症が多数発生しています。レジオネラ菌は抵抗力が強い人ほど感染しやすいため、社会福祉施設等高齢者などが利用する入浴設備では特に注意が必要です。

適切な管理がされていない入浴設備の水槽水は、レジオネラ症の原因となることがあります。そのため、施設管理者は常に適切な維持管理を行い、施設を衛生的に保つ必要があります。

そこで、レジオネラ症予防対策のための衛生管理のポイントを説明します。


 **東京都福祉保健局**

レジオネラ菌とレジオネラ症 ミニ知識

レジオネラ菌の特徴

レジオネラ菌は、土壌や河川、湖沼など自然界に広く生息している細菌で、一般に36℃前後の温度が最も増殖に適しています。また、繁殖するためにアメーバなどの原生動物に寄生し、他の細菌や藻類などから必要な栄養分を吸収しています。

一方、レジオネラ菌は、一般的に、湯の温度を5℃以上にするか、塩素系薬剤に一定時間接触させることで死滅させることができるといわれています。



レジオネラ菌の電子顕微鏡写真 (健康安全研究所)

レジオネラ症の特徴

レジオネラ症は「レジオネラ菌」という細菌が感染することによって起こる病気（感染症）で、症状によって次の2つに分けられます。

レジオネラ肺炎

高熱、寒気、筋肉痛、吐き気、意識障害などを主な症状とする肺炎で、時として重症になり死に至る場合もあります。

集団発生での感染者の発病率は、1%から7%といわれています。

ボンティアック熱

発熱を主症状とした非肺炎型疾患で、発熱、寒気、筋肉痛が見られ、一般に数日で軽快します。

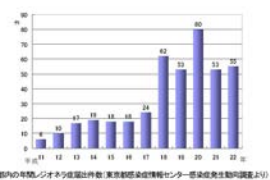
集団発生での感染者の発病率は、9.5%以上といわれています。

また、レジオネラ症には次のような特徴があります。

- ① 乳幼児や高齢者、病気がかかっている人など、抵抗力の弱い人が感染しやすい。
- ② 人から人へ感染することはない。

一般に、健康で抵抗力の強い人は感染しにくい傾向にあります。しかし、そのような人でも、喫煙や大量飲酒した場合、過労などの場合には、感染、発病する場合がありますので注意が必要です。

レジオネラ症患者数の推移



右のグラフを見ると、レジオネラ症の届出件数が平成18年に急増していることがわかります。

これは、レジオネラ症の臨床検査薬として尿中抗原検査薬が普及し、鑑別が容易になったことや医療機関でのレジオネラ症の診断体制が整備されたことも増加した理由に挙げられています。

- 2 -

ポイントその1 浴槽やシャワーが循環型かを確認する

社会福祉施設の入浴設備は、循環型と入れ換え型の大きく2つに分類されます。循環型は、レジオネラ症の予防対策が必要です。

まずは、あなたの施設の設備がどちらに該当するかを確認しましょう。

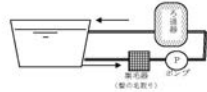

①循環型浴槽

浴槽水をポンプで循環させながら、ろ過や加温（保温）をする方式で、設備の運転中は常に入浴に適した温度が保たれる浴槽です。一般に「24時間風呂」と呼ばれることもあります。

なお、この他にろ過器がない加温するだけの浴槽や、加温装置がないろ過器だけの浴槽もありますが、浴槽水を循環させるタイプであればほぼ同様の管理が必要です。

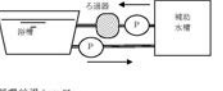

※見分けポイント

- ・浴槽に浴槽水を循環させるための吸い込み口と吐き出し口がある。
- ・循環ポンプ及びろ過器が設置されている。
- ・清掃時を除き、常に入浴できる状態になっている。


②循環型機械浴槽について

リフト等の機能が付いた浴槽やストレッチャー式、チェア式の浴槽は、機械浴槽と呼ばれています。循環型機械浴槽には、浴槽内で循環する方式や浴槽とは別に補助水槽などを設けて循環するものがあるため、方式が分からない場合はメーカー等に確認してください。

③循環給湯シャワー

貯湯槽、ポンプがあり、お湯を常時循環させている給湯設備で、シャワーに使用しているものです。



- 3 -

循環型浴槽、循環型機械浴槽がある場合

循環型（機械）浴槽は、付属設備であるろ過器、加温装置などへ浴槽水を送るため、配管が長くなり、配管の内壁等にレジオネラ菌などの細菌が付きやすい構造となっています。特にろ過器内部は、細菌の増殖により生物膜（ぬるぬるした薄い膜）が形成されレジオネラ菌を生じやすいことから、維持管理上最も注意が必要です。管理のポイントは、以下のとおりです。

ポイントその2 浴槽の水は毎日、交換する

浴槽水は、毎日、完全に入浴後に捨て、翌日には新しい水を使用することが必要です。使用状況などにより、毎日、交換できない場合でも、最低限、週一回以上は完全に入れ換えることが必要です。

ポイントその3 レジオネラ菌の水質検査は年1回以上実施する

循環型の浴槽または機械浴槽がある場合は、毎日、浴槽水を交換している場合でも、年1回以上レジオネラ菌の検査を実施し、レジオネラ菌に汚染されていないか確認する必要があります。毎日、浴槽水を換えることなく使用している場合には、年2回以上検査することが求められます。

その結果、レジオネラ菌が目標値を超えて検出された場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、清掃・消毒等必要な対策を行った後、再検査により安全を確認するまで利用を再開することのないようにしてください。

レジオネラ菌菌目標準値：浴槽水、シャワー水等を人が直接吸引するおそれがある場合
 10CFU/100ml未満 ※100ml中に形成されるコロニーの数が10個未満

ポイントその4 集毛器は毎日清掃し、ろ過器は週1回以上洗浄を行う

ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃することが必要です。

また、ろ過器は、週1回以上、逆流洗浄を行い、付着する生物膜等を物理的に剥出するとともに、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内に付着する生物膜等を消毒などにより除去してください。

ポイントその5 浴槽水の遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上を確保する

浴槽水は、入浴前及び入浴中に遊離残留塩素濃度を測定して記録し、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つことが必要です。また、1リットルにつき1ミリグラムを超えないよう努めてください。

ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入することで、ろ過器内の生物膜の生成を抑制することができます。

ポイントその6 毎日水を換えられない場合には、気泡発生装置等を使用しなさい

毎日、完全に浴槽水を入れ換えることなく使用している場合は、気泡発生装置やジェット噴射装置等エアゾルを発生させる設備を用いなくてください。

- 4 -

社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策事業 報告書
— 平成19年度から22年度までの4年間のまとめ —

平成24年3月発行

編集・発行 東京都健康安全研究センター 広域監視部
建築物監視指導課 建築物衛生係
新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 南塔40階
電話番号 03-5320-4392 (直通)